## 宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要投稿要項

制 定 平成28年7月19日

(趣旨)

**第1条** この要項は、宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要(以下「研究紀要」という。)の投稿に関し、必要な事項を定める ものとする。

(発行回数)

第2条 研究紀要は、原則として年2回発行するものとする。

(投稿原稿の要件)

- 第3条 投稿原稿は、地域デザイン科学の発展に資する学術研究教育等の成果で、かつ、未発表のものに限る。 (投稿原稿の種類)
- **第4条** 投稿原稿の種類は、「論文」「研究ノート」「調査報告」「教育実践」「資料」「作品」「翻訳」その他とする。 (投稿者の資格)
- 第5条 投稿資格は以下のとおりとする。
  - 一 地域デザイン科学部(以下「学部」という。)所属の専任教員、地域デザインセンター所属の職員
  - 二 一に定める以外の者で、一に定める者との共著を投稿する者か、学部所属の専任教員一名の推薦に基づき学部研究紀要委員会 (以下「委員会」という。)が認める者

(執筆要領)

**第6条** 原稿は、本要領及び委員会が別に定める研究紀要執筆要領に従って記述する。 (原稿枚数)

第7条 原稿枚数は、原則として次のとおりとする。

研究紀要刷り上がり頁:20頁以内

ワープロ原稿 A4判 20枚以内

※いずれも図版、図表、写真を含む

(投稿申込)

第8条 投稿を希望する者は、別途定められた投稿申込を行なわなければならない。

(投稿原稿の提出方法)

- **第9条** 投稿に関する原稿の提出期限,提出先等に関しては,委員会から投稿申込を行なった者に通知するものとする。 (掲載の可否)
- 第10条 掲載の可否は、次のとおりとする。
  - 一 投稿原稿のうち「論文」「研究ノート」の掲載は委員会の依頼に基づく1名の査読者の査読を経た上で、委員会が決定する。
  - 二 「調査報告」「教育実践」「資料」「作品」「翻訳」その他の掲載は委員会が決定する。

(経費負担)

- 第11条 経費の申込者負担分は、次のとおりとする。
  - 一 第7条に規定する枚数を超過する分の経費
  - 二 製版に特別の経費を要するもの(カラー印刷等)
  - 三 委員会が投稿者に譲渡することを定めた部数を超えて、希望する冊子・別刷の経費 (著作権)
- **第12条** 研究紀要の電子化に関わる著作権は、学部が有するものとする。 (電子化)
- 第13条 研究紀要の電子化については、別に定めるものとする。

## 附則

この要項は、平成28年7月19日から施行する。

宇都宮大学地域デザイン科学部研究紀要 (第12号)

2023年3月3日 発行

編集兼 宇都宮大学地域デザイン科学部 発行所 〒321-8585 宇都宮市陽東7-1-2

印刷所 鈴木印刷株式会社